

(4) 休学期間を超えてもなお復学できない者。

## 第5章 履修方法 単位認定 及び 課程修了認定

第23条 各学科の卒業に要する授業科目及びその単位は、別表Ⅰ a, d, e, f において設ける。

2. 前条の規定とは別に、免許及び資格の取得に必要な授業科目として、教職(中学校教諭)に関する科目、司書に関する科目、教職(幼稚園教諭)に関する科目、及び教職(栄養教諭)に関する科目とそれらに要する単位は、別表Ⅱ a, d, g, i において設ける。
3. 卒業認定とともに取得できる免許及び資格とそれらに必要な科目及び単位の履修方法は、別に定める。

第24条 科目の単位数は次の基準によって計算する。

- (1) 講義、演習については、原則として15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、原則として30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 二以上の授業方法で履修する科目については、上記の規定に従い履修方法ごとの授業時間数から単位を算出し、その合計を科目の単位数とする。
- (4) 各科目の授業時間数については、別に定める。

第25条 授業科目を履修し、かつ試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

第26条 本学を卒業するために必要な単位数は次のとおりとする。共通科目24単位以上、専門科目40単位以上、さらに、共通科目及び専門科目より自由選択4単位以上、合計68単位以上。

第27条 各学科の履修方法に関する細則は、別に定める。

第28条 履修科目の単位取得の認定は、授業への出席時間数及び試験による。

2. 試験は各学期末に当該履修科目について、筆記、口述、論文、実技等によって行う。
3. 各科目の受験資格の取り扱いについては、別に定める。

第29条 各科目の成績評価は100点をもって満点とし、成績評価とそれに伴う単位取得の有無は次のとおりとする。

	単 位	評 価
90点以上	有	秀
80点～89点	有	優
70点～79点	有	良
60点～69点	有	可
60点未満	無	不可

2. 成績評価は、シラバスに明記された各授業科目の試験の結果、出席状況、平常点などの配点区分により行う。

第30条 病気その他の理由で試験を受けることができなかつた者、又は試験に不合格であった者のために、追試験又は再試験を行うことができる。

2. 前項に関する細則は、別に定める。

第31条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が、本学の定めるところにより、他の短期大学又は大学において学修して修得した単位を、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

2. 前項の規定は、学生が、外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。この場合、本学において修得したものとみなすことのできる単位数は、前項及び第32条、第33条の単位数と合わせて45単位を超えないものとする。

3. 前2項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。

第32条 本学が教育上有益と認めるときは、学生の、短期大学又は大学以外の教育施設等における学修を本学における学修とみなし、本学の定めるところにより、30単位を超えない範囲で、単位を与えることができる。

2. 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3. 前2項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。

第33条 本学が教育上有益と認めるときは、学生が、本学に入学する前に短期大学又は大学(外国の短期大学又は大学を含む)において学修して修得した単位を、本学に入学した後の学修により修得したものとみなし、30単位を超えない範囲で、単位を与えることができる。

2. 前項の単位認定の取り扱いに関しては、別に定める。

## 第6章 卒業等

- 第34条 本学を卒業するためには、学生は原則として2年以上在学し、第26条に示した卒業に必要な所定の単位を修得しなければならない。
- 第35条 前条に定める単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業の認定を行う。
- 第36条 学長は、卒業認定を受けた者に卒業証書と、別に定める学位規程により短期大学士の学位を授与する。

## 第7章 免許状 及び 資格の取得

- 第37条 本学において取得できる免許状及び資格の種類は、次のとおりとする。

### 免許状

生活科学科福祉こども専攻	幼稚園教諭二種免許状
生活科学科食物栄養専攻	栄養士
	中学校教諭二種免許状 家庭
	栄養教諭二種免許状

### 資格

ビジネス実務士 司書 保育士 社会福祉主事任用資格

2. 前項に掲げる資格で教育内容が法規等で定められるものに対応した本学の科目名の対照表を別に明示する。

## 第8章 科目等履修生 研究生 聴講生 特別聴講生 長期履修学生 及び 外国人留学生

- 第38条 本学学生以外の者で本学所定の授業科目の履修を希望する者(以下「科目等履修生」という)は、当該科目の授業を妨げないかぎり、選考のうえ、これを許可することができる。

2. 科目等履修生には所定の単位を与えることができる。

- 第39条 本学卒業生又はこれと同等以上の学力があると認められる者が、さらに研究することを願い出た場合は、当該学科の授業及び研究を妨げないかぎりにおいて、研究生としてこれを許可することができる。

- 第40条 科目等履修生及び研究生に関する事項は、別に定める。

- 第41条 第1条から第4条、第6条から第9条、第23条から第25条、第28条から第30条は、科目等履修生ならびに研究生にもこれを適用する。

- 第42条 1 科目又は数科目を選んで聴講を希望する者があるときは、選考のうえ、聴講生として聴講を許可することができる。

2. 聴講生に関する事項は、別に定める。

- 第42条の2 他の大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)の学生で、本学における授業科目の履修を希望する者があるときは、当該他の大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として聴講を許可することがある。

2. 前項に関する事項は、別に定める。

- 第43条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を希望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2. 外国人留学生に関する事項は、別に定める。

- 第43条の2 第5条の第1項に定める修業年限を超える一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を希望する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2. 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

## 第9章 賞罰

- 第44条 品行方正・学力優秀な者、又は模範的行為があった者は、これを表彰することができる。

- 第45条 学則に違反し、又は次の各項に該当する行為をなした者は、その情状に従い譴責、謹慎、停学及び退学に処する。

- (1) 性行不良と認められる者。
- (2) 学力劣等と認められる者。
- (3) 正当な理由が無くして出席常でない者。
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者。